

小浜市自主防災組織等活動支援事業 補助金の活用例について

補助金を広く活用していただくために、過去の事例などの一部をご紹介します。これまで補助金を使われたことのない団体の皆様も、ぜひご活用ください。

※補助金の活用には事前の申請が必要です。

○自主防災組織の設立に係る経費（上限2万円）

- 事務用品（ファイル、コピー用紙、筆記用具など）
- 会議用お茶
- 役員会開催場所の使用料 等



○防災士資格取得に係る経費（1/2補助）

- 受講料、受験料



○防災訓練に係る経費

（地区全額※上限3万円、各組織1/2補助※上限は世帯数区分に応じる、）

- 消耗品費（ゴミ袋、ラップ、救護物品等）
- 参加者お茶代
- 発電機用の燃料費
- 炊き出し訓練費（食材、食器、等）



○備蓄物資・資機材 10万円未満（1/2補助 ※上限は世帯数区分に応じる）

- 保存食・水
- 救護物品（絆創膏、包帯、ガーゼ等）
- 感染症対策用品（マスク、消毒薬、手袋等）
- その他
（スコップ、ビブス、ホース・格納箱、ビニールシート、消火器、等）



○備蓄物資・資機材 10万円以上（2/3補助 上限15万円）

- AED、発電機、防災倉庫、リヤカー等



発電機